

相談の概要（商品・サービス）

1 相談者

幼児を持つ視覚障害の主婦

2 相談主訴

子どもの学習教材を文字データで提供してほしいが、メーカーに問い合わせたら対応できないと言われた。

3 相談概要

相談者自身に障害があり（幼児は障害なし）、日常生活では、文字データを読み上げるソフトを使って読み書きしている。

子供の学習教材を購入したが、教材をソフトに読んでもらうため、文字データの提供をして欲しい。特に月々送られてくる教材は親としてもすぐに目を通したいので、文字データの提供があるとすぐに内容が分かり、とても助かる。（保育園の日々の連絡もメールで行っているので、日々の様子をすぐ知ることができている）

しかし、メーカーに問い合わせても対応していないとのことで、障害者差別解消法の合理的配慮をしていないのではないかと疑問になり相談した。

4 相談員の対応

民間企業の合理的配慮は努力義務であるということを説明し、当会に所属している者が地域協議会委員をやっているので、このような相談があったことを伝え、終結。

5 検討内容

障害者差別解消法における民間企業の合理的配慮は努力義務とされている。民間事業者が障害のある人からの配慮の申し出に対して建設的対話を行えるように、自治体等がどこまで働きかけることができるか。